

学生実習生受入契約条項

(実習)

第1条 学生実習生(以下「乙」という。)は、受入れの際に定める受入期間及び実習テーマに基づいて実習を行うものとする。

(施設の利用)

第2条 乙は、前条に規定する実習を行うため必要があるときは、日本原子力研究開発機構(以下「甲」という。)の施設を、次の各号に従い、利用することができる。

(1) 研究施設を利用するときは、配属研究室の長の許可を受けるとともに、使用にあたってはその指示に従わなければならない。

(2) 厚生施設を利用するときは、主管課室の職員の指示に従わなければならない。

(実習に係わる報告)

第3条 乙は、第1条に規定する実習が終了したときは、その実習に係わる報告書を甲に提出しなければならない。

(実習成果の発表)

第4条 乙は、第1条に規定する実習の結果得られた成果を発表するときは、予め甲と協議しなければならない。

(特許権等)

第5条 本実習において乙が発明又は考案したときは、その取扱については甲乙協議のうえ決定するものとする。

(禁止行為)

第6条 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 甲の信用を傷つけ又は利益を害すること。

(2) 受入契約に基づき知ることのできた甲の秘密を漏らすこと。

(3) 甲の秩序又は規律を乱すこと

(損害賠償)

第7条 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を及ぼしたときは、甲は乙若しくは受入れの際乙の実習内容について指導するものとして定められた教授、助教授、講師又はこれに準じるもの(以下「指導教授等」という)又は双方に対し損害の一部又は全部について賠償を求めることができるものとする。

(災害補償)

第8条 乙が第1条の受入期間中に受けた負傷、疾病等の災害について、甲は補償しないものとする。但し、甲の責めに帰すべき事由により災害を受けた場合は、その取扱について、甲、乙及び乙の指導教授等の間で協議するものとする。

2 乙は第1条の受入期間中の負傷、疾病等の災害について、甲の指定する保険に加入しなければならない。

3 乙は第1項但書きの災害についての損害賠償額のうち、前項の保険に基づく保険金額相当額の賠償は請求しないものとする。

(安全及び衛生)

第9条 乙は、放射性物質を使用するときなど、実習を行うときは、甲の定めた安全及び衛生に関する各種規程等を遵守しなければならない。

(受入期間の変更)

第10条 甲及び乙は、協議のうえ、受入期間を更新又は短縮することができる。

(その他実習の心得)

第11条 乙は、受入期間中は誠実に実習に専念するとともに、次の各号に掲げることを守らなければならない。

(1) 住所その他受入手続上必要な事項に変更が生じたときは、遅延なく、配属研究室の長を経て、人事部に届けること。

(2) 実習を行ったときは、所定の様式により出欠等を記録すること。

(3) 施設を利用するときは、安全及び衛生に注意するとともに、経費の節約に心掛けること。

(受入契約の解除)

第12条 甲及び乙は、合理的理由により受入契約を解除することができる。

(疑義の解決)

第13条 この契約条項に疑義が生じた場合若しくはこの契約条項に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、解決するものとする。